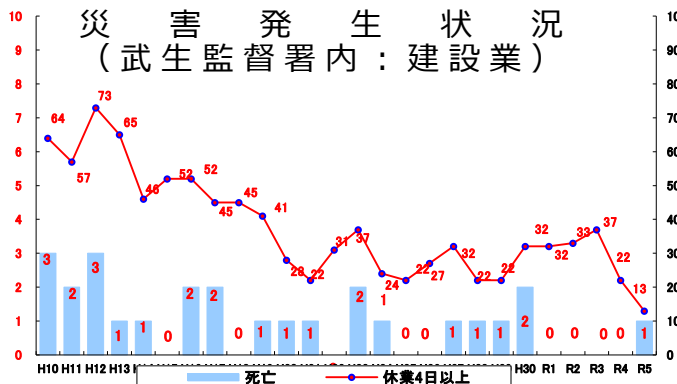




令和5年に管内において、高所作業車、車両積載型小型移動式クレーン、ドラグ・ショベルが転落・転倒する災害が発生しています。作業計画の策定、誘導員の配置など安全対策を講じましょう。



**【災害発生状況】**  
 武生労働基準監督署管内においては、建設業における死亡災害が、令和元年から、ゼロ件を継続していましたが、本年の8月に死亡災害が発生しました。  
 また、死亡災害には至らないものの車両系の機械に係る事故も多く発生していますので、引き続き同種災害の防止に努めてください。

### 災害事例1

#### 【災害発生状況】

高所作業車を作業現場へ乗り入れるに当たり、門扉前の傾斜路に停車し、門扉の鍵を開錠するため、高所作業車を降車した際に、高所作業車が斜路を降下し、転倒、運転者が下敷きとなったもの。

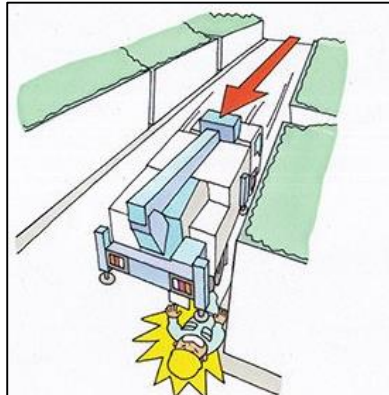
斜路は、コンクリート舗装、傾斜角、約14度、サイドブレーキは90%程度引いた状態、車止めなどは行われていない。

#### 【災害発生原因】

- 急傾斜地に車両を停車し、降車したこと。
- 事前に車両を安全に停車させるスペースの有無を確認しなかったこと。

#### 【再発防止対策】

現場の状況、車両等の駐車スペースの有無を事前に確認し、車両を乗り入れる（仮置きする場合を含む）順番などを事前に定め、関係労働者に周知徹底をすること。



### 災害事例2

#### 【災害発生状況】

車両積載型移動式クレーンを用いて貨物自動車の荷台に土のうを積み込む作業中に、荷を吊った状態で移動式クレーンのジブを旋回させた際に、転倒したもの。

アウトリガーは、最大張り出されていた。荷重計、フック等に問題は認められないが、過負荷防止装置は、供えられていなかった。

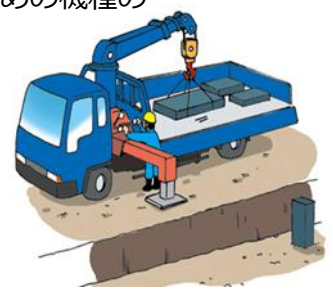
#### 【災害発生原因】

- 使用する移動式クレーンについて、定格荷重を超えて荷のつり上げを行ったこと。
- アウトリガー下に敷設する敷板について、適正な方法で設置していなかったこと。

#### 【再発防止対策】

事前につり上げを行う荷の重さを確認し、定格荷重の範囲内で作業を行うための機種の種類を含めた作業計画を作成すること。

適正な方法で、アウトリガー下に敷板を設置すること。

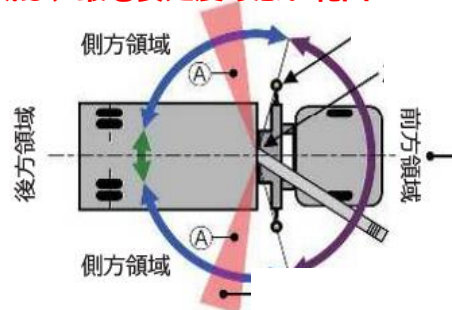


☆クレーンは、アウトリガーで支えられており、張り出し幅が広いほど安定度が高く、狭いほど安定度は低下します。  
 最小幅の場合は、最大張り出しに比べ約60%つり上げ荷重が低下します。

後方領域：最も安定が良い領域

側方領域：2番目に安定が良い領域

前方領域：最も安定が悪い領域



☆後方・側方領域のつり上げ性能の25%以下で作業を行う必要があります。

☆安定度のよい領域（後方）から、安定度の劣る領域（側方）へ旋回させた場合、機体は転倒しやすいので注意が必要。

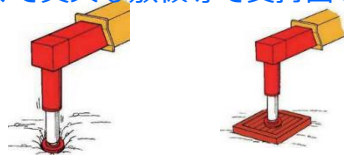


路肩は地盤が軟弱になっている箇所があるので、路肩から離れた場所に設置しましょう。

アウトリガー 1脚にかかる最大荷重は、機体質量と実際に吊っている荷の質量の合計の70～80%に相当します。

脚部を地面に直接設置すると、アウトリガーにかかる荷重が小さな面に集中するため、地盤が沈下します。

広くて丈夫な敷板等で支持面を広くすると、同じ地盤でも沈下しない。



## 災害事例 3

### 【災害発生状況】

ドラグ・ショベルを使用して作業中に、路肩から転落したものの。作業を行っていた場所は、舗装路であるがガードレール等の転落防止に係る設備は設置されていない。

### 【災害発生原因】

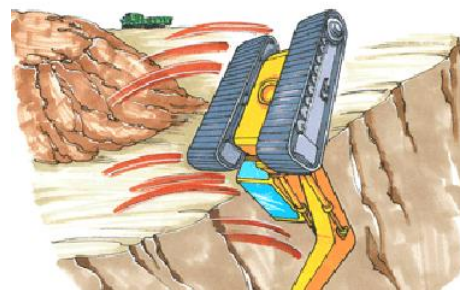
転落のおそれのある個所で作業を行う際に、転落防止に係る措置を行っていなかったこと。

### 【再発防止対策】

車両系建設機械を用いて作業を行う際は、次の対策を講じてください。

路肩の崩壊防止、不同沈下防止、必要な幅員を確保すること。

路肩、傾斜地で作業を行う場合で、転落等のおそれがある箇所については、誘導員を配置すること。



## 車両系建設機械を使用する際の安全対策

事前に地形や、地盤の状況等を調査し、作業計画を定め、かつ、策定した作業計画により作業を行いましょ。

転落のおそれのある箇所には、誘導員を配置し、誘導員の誘導により作業を行いましょ。

可能な限り、運転席の扉を閉め、シートベルトを着用し、転倒又は転落時に、運転席の外へ放り出されないようにしましょ。

車両系建設機械を運転する人以外は、当該機械と接触するおそれのある箇所に立ちらせないようにしましょ。

車両系建設機械は、原則として「主たる用途以外に使用することは禁止」されています。

例えば、ドラグ・ショベルを使用して、荷のつり上げ作業を行う際は、移動式クレーン機能を有する機械を使用し、必ず「クレーンモード」に切り替えて作業を行いましょ。

建設現場においては、移動式クレーン機能が付いた機体を持ち込んでいるのに、クレーンモードに切り替えずに荷のつり上げに使用している状況が認められます。

クレーン機能が付いた機体であっても、きちんと切り替えをしないと、過負荷制御装置などの安全装置も機能しないため、普通のドラグショベルのままなので、その状態で荷のつり上げを行うと用途外使用（法違反）となりますので、注意しましょ。

